
網走市 ごみ処理基本計画の概要



計画の策定にあたって [計画書 P2]

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項に規定される網走市における一般廃棄物処理に関する基本計画です。

網走市では、令和 2 年度(2020 年度)に「網走市一般廃棄物処理基本計画(令和 2 年度見直し版)」を策定、各種法令の改正や廃棄物に係る諸課題に対応し、廃棄物の抑制、循環型社会形成の推進と廃棄物の適正処理に努めているところです。




一方で、近年の状況やごみ処理環境に関連する社会の動向、SDGs(持続可能な開発目標)、地球温暖化対策における脱炭素化社会に向けた取組等、基本計画の見直しから約 3 年を経て網走市を取り巻くごみ処理行政は変化しています。

また、令和 4 年度(2022 年度)には網走市、美幌町、斜里町、小清水町、大空町の 1 市 4 町(以下、斜網地区とする。)による「斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会」が設立され、広域でのごみの焼却処理等に向けた施設整備検討が行われています。

これらのことから、一般廃棄物処理基本計画の改定を行うことが適切であるとし、このたび「網走市一般廃棄物処理基本計画」を策定することとしました。

計画の期間 [計画書 P6]

本計画は令和 6 年度(2024 年度)を計画の開始とし、15 年後にあたる令和 20 年(2038 年度)を計画期間とします。

計 画 期 間								
年次	令和	5	6~9	10	11~14	15	16~19	20
	西暦	2023	2024~2027	2028	2029~2032	2033	2034~2037	2038
内 容	計画策定		中間目標		中間目標		計画目標	

ごみ処理に関する課題 [計画書 P76]

現状の網走市のごみ処理に関する課題は、以下のものがあげられます。

- ・最終処分量の増加により埋立地残余容量が逼迫しています。
 - ・埋立ごみの中に資源ごみの混入が多くみられます。これらを分別し、資源にまわすと、リサイクル率が向上します。また、埋立量の削減にもつながります。
 - ・ごみステーションで分別されていないごみ、回収指定曜日を無視した「違反ごみ」が増加しています。
- また、幹線道路の駐車帯や空き地などのポイ捨てごみの苦情も増えています。
- ・家庭系ごみ、1 人 1 日当りの排出量がやや多い傾向にあります。
 - ・事業系ごみは、令和 2 年からの新型コロナウイルス対策等で、ごみの排出量は減っていますが、最近では網走市を訪れる観光客が増加してきています。これから観光に関するごみ量の増加が考えられ、事業系ごみ量の急増が懸念されます。
 - ・ごみ処理関連の費用が増加傾向にあります。ごみ排出量の抑制や分別などの適正排出により処理費用が抑えられます。

第3期 網走市環境基本計画とのつながり [計画書 P10]

「第3期 網走市環境基本計画」では2つの将来像と5つの基本目標が掲げられています。基本目標のなかでも、「(1) ゼロカーボンで持続可能なまち」、「(2) 資源が循環するまち」は、脱炭素社会に向けた実現と資源循環、「(4) 空気と水がおいしいまち」は、「公害を防ぐ」といった観点において、本計画と強いつながりがあります。

【将来像】

「オホーツクの海、美しい川・湖、豊かな緑、澄んだ空気を守り育てる」
「環境意識の高い市民がいきいきと暮らすまち」

【基本目標】

- (1) ゼロカーボンで持続可能なまち
- (2) 資源が循環するまち
- (3) 人と自然が共生するまち
- (4) 空気と水がおいしいまち
- (5) 網走の文化と環境意識が根付いたまち

計画の基本方針 [計画書 P79]

今後の網走市の循環型社会形成に向けた基本的方向性を踏まえ、基本目標として「循環型社会による持続可能な未来の実現」と決めました。

また、スローガンを「君の手で 綺麗な自然を 守ろうよ」としました。

その上で、目標達成に向けた3つ基本方針を示します。

基本方針は、市民、事業者、網走市の三者が実行する行動や施策を示したものです。

三者が合意のもと協働し、ごみ処理に関わる取組みを進めていきます。

基本目標：循環型社会による持続可能な未来の実現

～市民・事業者・網走市の協働による取組みを推進する～

スローガン

君の手で きれい綺麗な自然を 守ろうよ

基本方針① 一人ひとりがごみの量を減らしていこう！

⇒廃棄物の排出を最小限に抑える。

基本方針② 再使用・再生利用は、分別から！

⇒資源ごみの分別・受入れ体制を充実し、廃棄物を最大限に有効活用する。

基本方針③ きれいなまちを維持しよう！

⇒ごみの適正排出とごみの適正処理で環境を守る。

※スローガンは、令和5年度 豊かな心を育てる標語入選作品

[環境・美化部門] 潮見小学校 東田 瑠華さんの作品を引用しています。

目 標 の 設 定 [計画書 P89]

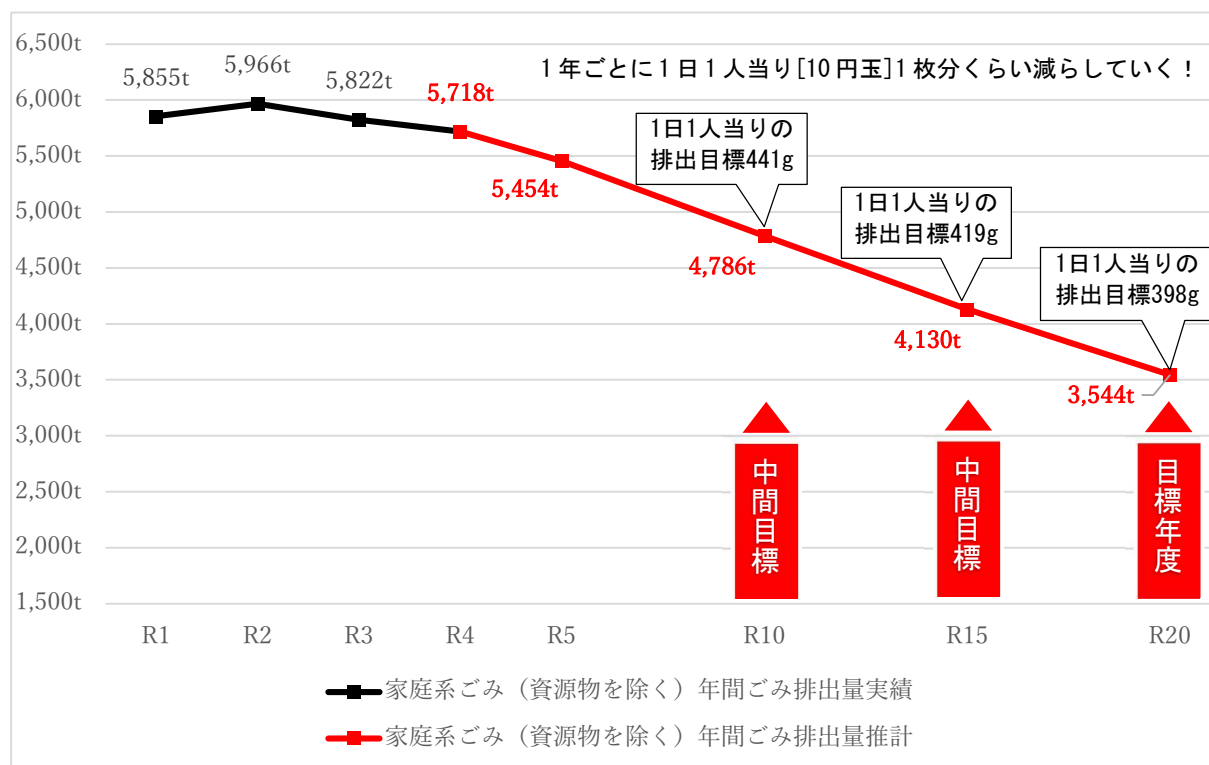
これまで様々な取り組みを行い、ごみの減量化を進めてきましたが、今後ごみの排出量削減に向けて取り組む必要があります。

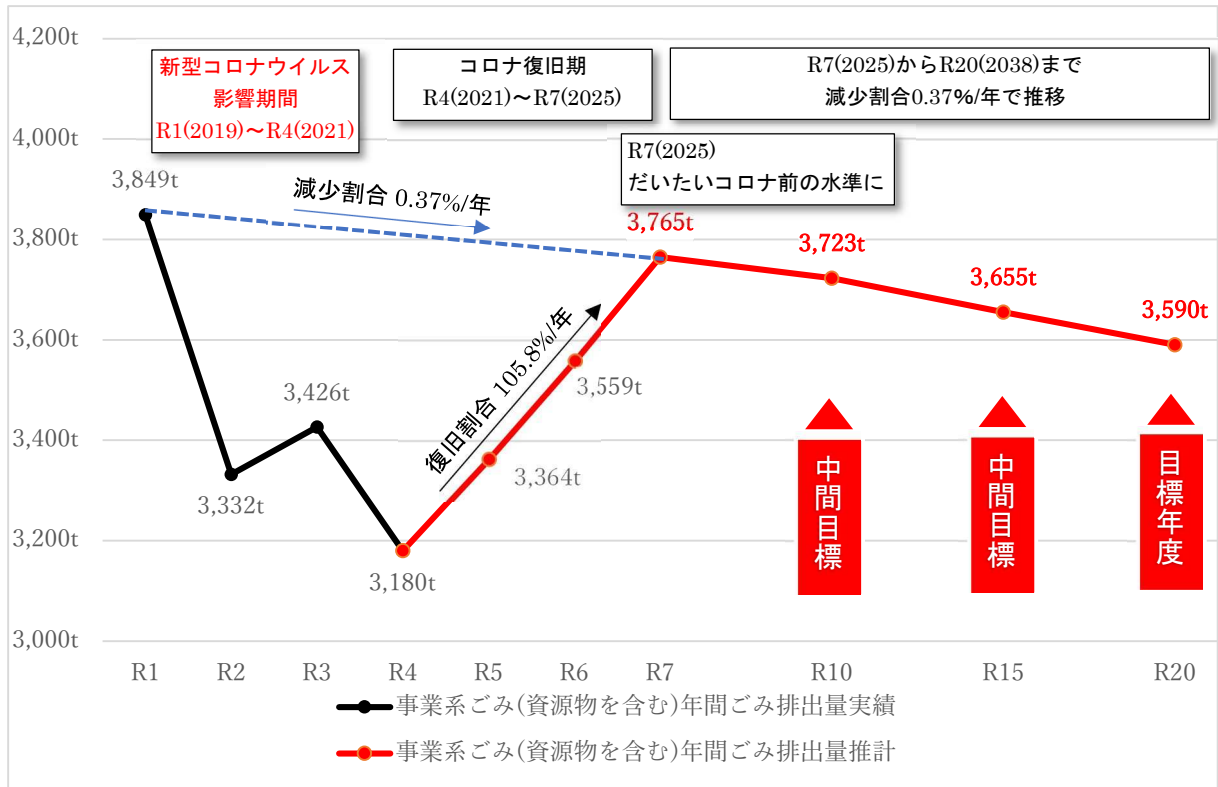
このため、本計画では、ごみの排出量の数値目標を5年ごとに定め、進捗状況を確認、評価していくこととします。

本計画の中間目標年度である令和10年度(2028年度)、令和15年度(2033年度)、計画目標年度である令和20年度(2038年度)で以下のごみ排出量目標を設定します。

網走市ごみ排出量の目標

区 分	網走市の目標値
家庭系ごみ（資源物を除く） 年間ごみ排出量	令和10年度(2028年度) 目標 4,786t (1日1人当りの排出目標 441g/人・日) ▽
	令和15年度(2033年度) 目標 4,130t (1日1人当りの排出目標 419g/人・日) ▽
	令和20年度(2038年度) 目標 3,544t (1日1人当りの排出目標 398g/人・日)
事業系ごみ 年間ごみ排出量	令和10年度(2028年度) 目標 3,723t ▽
	令和15年度(2033年度) 目標 3,655t ▽
	令和20年度(2038年度) 目標 3,590t
※R7年度より年間0.37%削減	





市民・事業者・網走市の役割と基本方針ごとの行動例 [計画書 P90]

目標の達成に向けて、市民、事業者と網走市の各主体が相互に連携を図りながら、それぞれの責務と適切な役割を担って、取り組むことが重要です。

また、これらの取り組みを継続的に実施していくことが必要となります。

市民・事業者・網走市の役割

市民の役割

市民は普段の生活から出るごみが環境に影響を与えているということを自覚し、ごみの排出抑制を図るため、3R（排出抑制・再使用・再利用）の活動に努める。

事業者の役割

事業者は、事業系ごみの排出者であることを自覚し、事業所内で発生する廃棄物の排出抑制に努めるほか、職場意識の改善に努め、循環型社会の形成に貢献するような独自の取り組みが求められます。また、市が行う排出抑制や再使用、再生利用に関する施策や取り組みに積極的に参加、協力し、実践することが求められます。

網走市の役割

網走市は、市内の一般廃棄物の排出抑制に関して、市民・事業者の自主的な参加・活動のため協働意識を促し、それらの推進を図るとともに、一般廃棄物の処理責任者として、ごみの分別収集やリサイクル、廃棄物処理施設の整備等、一般廃棄物の処理に関わる使命感を持ち、地域の環境に負荷を与えない適正な措置を講じます。

また、排出事業者からの立場からも公共事業をはじめとする事業活動に伴う廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用に努める。

基本方針ごとの行動例

基本方針① 一人ひとりがごみの量を減らしていこう！

⇒廃棄物の排出量を最小限に抑える。

【市民の行動例】

- ごみの発生につながる、不必要なものを買わない受け取らないとした発生回避にも取り組む。
- 調味料や洗剤など詰替え可能な商品がある場合は、積極的に選択する。
- 食材は使い切る、食べ残しをしない等、フードロスを抑制し、ごみの発生を最小限にする。
- 生ごみの水切りを徹底する。(水切りすると1世帯で約34g/日の生ごみの減量ができます。)

【事業者の行動例】

- 事業所や現場等では、詰替え製品を利用し、使い捨て製品の利用を極力抑制する。
- 飲食店にあっては、「作りすぎない」「少量メニュー」「持ち帰りへの協力」を推進する。
また、生ごみについては排出時の水切りを徹底する。

【網走市の行動例】

- 自ら率先して排出者としての責務を果たすための実践をする。
- 市民や事業者に対して、分別収集や再使用の推進について普及啓発や情報提供を行う。
- 環境教育活動やごみ教育等を通して、幼少期からモノを大切に作る心の育成や人材の育成を図る取り組みを実践する。

基本方針② 再使用・再生利用は、分別から！

⇒資源ごみの分別・受入れ体制を充実し、廃棄物を最大限に有効活用する。

【市民の行動例】

- 家庭から分別の徹底を図り、資源物の回収拠点(民間も含む)などに積極的に排出する。

【事業者の行動例】

- 職場・現場等のごみの分別徹底し、資源物の分別意識を再度徹底する。
- 資源物をリサイクル業者へ引渡しする独自回収ルートを確保する。

【網走市の行動例】

- ごみの適正処理に関わる広報活動を行う。
- ごみ減量化に関わる各種施策を継続的に推進する。

基本方針③ きれいなまちを維持しよう！

⇒ごみの適正排出とごみの適正処理で環境を守る。

【市民の行動例】

- 不法投棄やポイ捨て等、ルール以外の廃棄をしない。
- ごみステーションのごみ出しルールを守り、適正に使用する。
- ごみ拾いなどの美化活動に積極的に参加する。

【事業者の行動例】

- 網走市の施設で処理する場合は、自ら施設に搬入するか又は、許可業者に依頼して搬入する。
- 観光施設、園地等にごみ箱を設置する際は、網走市の分別区分に則ったごみ箱を設置する。

【網走市の行動例】

- 福祉等の関係機関と連携し分別が理解できない高齢者等の支援を行う。
- ごみステーション適正利用のための監視と指導を行う。
- 処理施設において、廃棄物エネルギー活用、エネルギー削減等の取組みを推進する。



網走市 ごみ処理基本計画の概要

(令和6年(2024年)3月)

北海道 網走市

〒093-8555 北海道網走市南6条東4丁目

担当：網走市市民部生活環境課

電話 0152-44-6111 (代表)